

**農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の
一部を改正する命令（案）の概要**

**農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令、漁業協同組合等の信
用事業等に関する命令及び農林中央金庫法施行規則の一部改正**

ファイナンス・リース取引の銀行本体解禁に係る銀行法施行規則の改正に準じて、所要の規定の整備を行う。なお、農業協同組合連合会等については、会員以外にファイナンス・リース取引を行うことができる会員に準ずる者を定める（農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第6条、第6条の4、第16条、漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第2条、第3条、第14条、農林中央金庫法施行規則第58条、第72条）。